

○姫路市宿泊型児童館条例

平成3年10月2日

条例第25号

(設置)

第1条 児童、親子等が、豊かな自然の中で相互に交流を深めることにより、児童の健全な育成を図るため、姫路市宿泊型児童館（以下「宿泊児童館」という。）を設置する。

(位置)

第2条 宿泊児童館の位置は、姫路市青山1470番地24とする。

(事業)

第3条 宿泊児童館は、第1条に規定する設置目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにするための事業
- (2) 児童と豊かな自然とのふれあいの場を提供する事業
- (3) 児童、親子等に天体観測の場を提供する事業
- (4) 児童、親子等に宿泊の場を提供する事業
- (5) 前各号に掲げるもののほか、施設の設置目的を達成するために必要な事業

(施設の区分)

第4条 宿泊児童館の施設は、占用施設、観測施設、公開施設及び附属利便施設に区分する。

2 前項の区分は、別表第1に定めるところによる。

(休館日等)

第5条 宿泊児童館の休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。

- (1) 8月及び12月を除く毎月の第2水曜日。ただし、この日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときはその翌日（水曜日を含んで連続した休日がある場合においては、連続した休日の最後の日の翌日）とする。
- (2) 12月28日から翌年1月4日まで

2 宿泊児童館の使用時間は、別表第2のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(使用許可等)

第6条 占用施設又は観測施設を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 第4条第1項に定める施設の区分に応じ、各施設の使用方法、使用手続等は、規則で定める。

(使用の制限)

第7条 市長は、前条第1項の規定により許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可をしない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 宿泊児童館の建物、附属設備、器具、備品等（以下「設備等」という。）を損傷するおそれがあるとき。
- (3) 宿泊児童館の管理に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- (4) 宿泊児童館において専ら営利を目的とする事業を行おうとするとき。
- (5) その他市長が不適当と認めるとき。

(許可の条件)

第8条 市長は、第6条第1項の許可に際し、必要な条件を付することができる。

(権利譲渡等の禁止)

第9条 第6条第1項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(許可の変更等)

第10条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用者に対し、許可を変更し、若しくは取り消し、又は使用の停止を命じることができる。この場合において利用者に生じた損害については、市長はその責めを負わない。

- (1) 利用者が、この条例若しくはこれに基づく規則又は許可条件に違反して設備等を使用したとき。
- (2) 利用者が偽りその他不正な手段により許可を受けたとき。
- (3) 災害その他不可抗力によって使用させることができなくなったとき、又は使用させることが不適当と認められるとき。
- (4) 前3号に定めるもののほか、市長が、公用、保安又は管理上の都合により特に必要と認めるとき。

(入館者の義務)

第11条 宿泊児童館の入館者は、設備等を善良な管理者の注意義務をもって使用しなけ

ればならない。

(使用料)

第12条 利用者は、別表第3から別表第5までに定める宿泊料等の使用料を納付しなければならない。

2 占用施設を使用する者は、占用施設の備品を使用するときは、規則で定める使用料を納付しなければならない。

3 別表第3に定める宿泊料は、占用施設の使用が終わったときに、別表第4に定める占用使用料、別表第5に定める観測利用料及び前項に規定する占用施設の備品の使用料は、第6条第1項の許可を受ける際に納付しなければならない。

4 市長が特別の理由があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、別に納付期日を指定することができる。

(還付)

第13条 既納の前条第1項及び第2項に規定する使用料は、還付しない。ただし、第10条第3号若しくは第4号に該当するとき、又は市長がやむを得ないと認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(解約料)

第14条 市長は、宿泊に係る使用の許可を受けた者が使用日までに施設の使用を取り止めた場合は、規則で定めるところにより解約料を徴収することができる。

(使用料の減免)

第15条 市長は、公益上必要と認めるときは、規則で定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。

(秩序維持)

第16条 宿泊児童館の入館者は、宿泊児童館において、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(1) 設備等を汚損し、損傷し、又は亡失すること。

(2) 他人に危害を及ぼし、若しくは他人に迷惑となる行為をし、又はこれらのおそれがある物品若しくは動物の類を携帯すること。

(3) 許可なくして物品の販売、宣伝その他営利行為をすること。

(4) 許可なくして印刷物、ポスター等を配布し、又は掲示すること。

(5) 所定の場所以外において喫煙し、その他火気を使用すること。

(6) 前各号に定めるもののほか、宿泊児童館の管理に支障がある行為をすること。

(入館の拒否、退場命令等)

第17条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、宿泊児童館への入館を拒否し、退館を命じ、又はその他の必要な措置をとることができる。

(1) 前条の規定に違反する行為をし、又はしようとする者

(2) 前号に定めるもののほか、宿泊児童館の管理上の必要な指示に従わない者

(損害の賠償)

第18条 宿泊児童館の設備等を汚損し、損傷し、又は亡失した者は、これによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、損害賠償義務の全部又は一部を免除することができる。

(指定管理者による管理)

第19条 市長は、宿泊児童館の設置の目的を効果的に達成するため、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に宿泊児童館の管理を行わせることができる。この場合において、第6条、第7条、第8条、第10条及び第17条中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

(選定方法及び選定基準)

第20条 宿泊児童館の指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他規則で定める書類を添えて市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があつたときは、事業計画書等により、次に掲げる基準のいずれにも該当するもののうちから、最も適切に宿泊児童館の管理を行うことができると認められるものを指定管理者の候補者（以下「候補者」という。）として選定するものとする。

(1) 宿泊児童館の管理を行うに当たり、平等な利用が確保できること。

(2) 宿泊児童館の効用を最大限に発揮できるものであるとともに、管理経費の縮減が図られるものであること。

(3) 事業計画書の内容に沿った宿泊児童館の管理を安定して行う能力を有すること。

3 市長は、特に必要と認めるときは、前2項の規定にかかわらず、前項の基準のいずれにも該当すると認められる特定のものを、そのものとの協議により候補者とすることができる。

(再度の選定)

第21条 市長は、次に掲げるときは、前条第1項の規定による申請者のうち候補者（第

2号の場合にあつては、指定を取り消したものを除くものの中から再度前条第2項の規定による選定を行うことができる。

(1) 候補者を指定管理者に指定することが不相当と認められる事情が生じたとき。

(2) 次条第1項の規定により指定した後、指定期間開始前までの間に法第244条の2第11項の規定により、その指定の取消しを行ったとき。

(指定管理者の指定)

第22条 市長は、議会の議決を経て、候補者を指定管理者に指定するものとする。

2 市長は、指定管理者の指定をしたとき、若しくはその指定を取り消したとき、又は管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を告示する。

(指定管理者の業務の範囲)

第23条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

(1) 第3条各号に掲げる事業を行うこと。

(2) 使用許可に関すること。

(3) 第26条に規定する利用料金の徴収、減免及び還付に関すること。

(4) 宿泊児童館の施設及び設備の維持管理を行うこと。

(5) 前各号に掲げるもののほか、宿泊児童館の管理運営に関し市長が必要と認めること。

(事業報告書の提出)

第24条 指定管理者は、毎年度終了後（年度の途中において指定を取り消された場合にあっては、その取り消された日以後）、法第244条の2第7項に規定する事業報告書を、規則で定めるところにより、市長に提出しなければならない。

(秘密の保持)

第25条 指定管理者の役員及び職員は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(利用料金)

第26条 市長は、第19条の規定により、指定管理者に宿泊児童館の管理を行わせる場合においては、宿泊児童館の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

2 前項の利用料金の額は、別表第3に定める宿泊料、別表第4に定める占用使用料及び別表第5に定める観測利用料並びに規則で定める占用施設の備品の使用料及び解約料の額の範囲内で、市長の承認を得て指定管理者が定めるものとする。

3 第1項の規定により利用料金を指定管理者の収入として収受させる場合において、利

用者は、第 12 条第 1 項及び第 2 項の使用料並びに第 14 条の解約料に代えて、利用料金を指定管理者に納付しなければならない。

4 指定管理者は、市長の承認を得て指定管理者が定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。

5 指定管理者は、市長が別に定める場合に限り、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

(補則)

第 27 条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、市長が告示で定める日から施行する。ただし、第 6 条から第 10 条まで、第 12 条から第 15 条まで及び別表第 2 から別表第 4 までの規定は、平成 3 年 11 月 1 日から施行する。

(平成 4 年 4 月 17 日告示第 86 号で平成 4 年 5 月 1 日から施行)

附 則 (平成 17 年 12 月 20 日条例第 77 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 20 年 3 月 26 日条例第 3 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 23 年 6 月 27 日条例第 41 号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 18 条の次に 8 条を加える改正規定(第 19 条及び第 24 条から第 26 条までに係る部分に限る。)は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 26 年 6 月 20 日条例第 38 号)

この条例は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 28 年 6 月 24 日条例第 47 号)

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 30 年 3 月 28 日条例第 15 号)

この条例は、市長が告示で定める日から施行する。

(平成 30 年 7 月 5 日告示第 305 号で平成 30 年 11 月 2 日から施行)

附 則 (令和 5 年 12 月 20 日条例第 78 号)

(施行期日)

1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の別表第4の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に係る占有使用料について適用し、施行日前の使用に係る占有使用料については、なお従前の例による。

3 施行日以後に宿泊室A、宿泊室B、宿泊室C又は天文教室を使用しようとする者がこの条例の公布の日前に使用許可に係る申請をした場合における当該使用許可に係る占有使用料については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表第1（第4条関係）

区分	名称
占有施設	宿泊室A（和室10畳） 宿泊室B（和室22畳） 宿泊室C（洋室） 会議室 天文教室
観測施設	天体観測室 屋外観測所 天体観測室前室
公開施設	本館遊戯室 別館遊戯室 トレーニングルーム 玄関ホール 図書室 屋外劇場
附属利便施設	浴室

別表第2（第5条関係）

施設の区分		使用時間
占有施設	宿泊室A 宿泊室C	（宿泊使用） 午後3時から翌日午前10時まで。ただし、1泊を超えて宿泊する場合の2日目以降については、午前10時から翌日午前10時まで
		（占有使用）

		午前 10時から午後 3時まで
	宿泊室B	(宿泊使用) 午後 3時から翌日午前 10時まで。ただし、1泊を超えて宿泊する場合の 2日目以降については、午前 10時から翌日午前 10時まで
		(占用使用) 午前 10時から午後 9時まで
	会議室	午前 9時から午後 9時まで
	天文教室	午前 9時から午後 10時まで
観測施設		市長が別に定める時間
公開施設		午前 9時から午後 5時まで
附属利便施設		午後 4時から午後 10時まで

備考

- この表の規定にかかわらず、宿泊使用を伴う者の当該宿泊日における公開施設（別館遊戯室は除く。）の使用時間及び観測施設の使用を伴う者の公開施設（別館遊戯室は除く。）の使用時間は、午前 9時から午後 9時までとする。
- 附属利便施設の使用は、宿泊使用を伴う者に限るものとする。

別表第 3（第 12 条関係）

区分		宿泊料
3 歳未満の幼児		無料
小学生及び 3 歳以上の幼児		円 2, 5 0 0
少年		3, 3 0 0
大人	1 室の利用人数が 1 人の場合	5, 5 0 0
	1 室の利用人数が 2 人の場合	5, 0 0 0
	1 室の利用人数が 3 人の場合	4, 8 0 0
	1 室の利用人数が 4 人以上の場合	4, 6 0 0
	幼児等を伴う宿泊の場合	

備考

- 幼児とは、小学校就学の始期に達する日までの者をいう。

- 2 小学生とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第17条第1項に規定する学齢児童の年齢の者をいう。
- 3 少年とは、中学校就学の始期から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。
- 4 幼児等とは、幼児、小学生及び少年並びに母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に規定する配偶者のない女子又は配偶者のない男子が扶養している20歳に満たない者をいう。
- 5 大人とは、幼児、小学生及び少年以外の者をいう。
- 6 宿泊料は、1人1泊についての金額である。
- 7 1泊とは、午後3時から翌日午前10時までの使用をいい、1泊を超えて宿泊する場合の2日目以降については午前10時から翌日午前10時までの使用をいう。
- 8 宿泊料には、食事料は含まない。

別表第4（第12条関係）

区分	単位	占用使用料
宿泊室A	1室・1時間につき	円
宿泊室C		750
宿泊室B	1室・1時間につき	1,400
会議室	1時間につき	500
天文教室	1時間につき	580

備考 使用時間は、1時間未満のときはこれを1時間とし、1時間を超える場合で1時間に満たない端数時間があるときは、その端数時間は1時間として計算する。

別表第5（第12条関係）

区分	観測利用料
特別観測	1人につき1,000円以内で市長が定める額
一般観測	無料

備考

- 1 特別観測とは、次に掲げる観測をいう。
 - (1) 午後10時から翌日の午前9時までの間に行う観測
 - (2) 特別な講師等による専門的な指導の下に行う観測
- 2 一般観測とは、特別観測以外の観測をいう。